

等の状況に応じ実情に即するよう改めることを主な内容とするものであります。

○科学技術振興対策特別委員会

委員会におきまして採決いたしましたところ、本法律案

は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

內閣提出法律案（一件）

番号	40
件名	技術士法案
提出	
月日	五八、三二
提出	
受領	五八、三五
本院に受領 又は(衆)へ 送付 月日	五八、三二
委員会 付託 委員 会議	五八、三二 (予)
議院 參議 委員會 付託 委員 會議	五八、四一五 可決
院 會議 本會 決議	五八、四二〇 可決
衆議院 付託 委員 會議	五八、三二 科学技術 可決
院 會議 本會 決議	五八、三二四 可決
備考	

技術士法案（閣法第四〇号）（衆議院送付）

五八、三、二、一、內閣提密
四、二〇 參可決

四

本法律案は、最近における著しい科学技術の発展状況にかんがみ、技術士制度の改善を図るため、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

るのに必要な技能を修得するため、技術士の指導のもとに、その業務を補助する。

二、技術士試験は第一次試験及び第二次試験とし、第一次試験又は第二次試験に合格した者は、それぞれ技術士補又は技術士となる資格を有する。

三、技術士の資格を得るために必要な第二次試験を受験するためには、一定期間（総理府令で七年以上を予定）の業務経験が必要であるが、技術士補は技術士のもとで一定期間（総理府令で四年以上を予定）の業務経験があれば、第二次試験を受験できる。

四、科学技術庁長官は、その指定する者に、試験事務及び登録事務を行わせることができる。

五、その他所要の経過措置を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました技術士法案につきまして、科

学技術振興対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における著しい科学技術の発展状況にかんがみ、技術士補の資格の新設等によって技術士制度の

改善を図るとともに、技術士試験事務並びに技術士及び技術士補の登録事務を科学技術庁長官の指定する者に行わせること等によって行政の簡素化を図るなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、技術士補制度新設の目的、試験事務等の民間委譲による受験者への影響、技術士試験の公正さを確保する措置、開発途上国への技術移転における技術士の位置づけ等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本共産党佐藤委員より試験事務及び登録事務の民間委譲に関する規定の削除等を内容とする修正案が提出されました。

原案及び修正案に対する討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。